

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

潮来市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣誓する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

茨城県 潮来市長

公表日

令和7年10月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務
②事務の概要	・児童手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払い ・認定請求の処理 ・現況届の処理 ・その他の届出等 ・保育料、給食費等の徴収 情報提供に必要な特定個人情報を副本とし中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。
③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者ファイル、児童手当児童ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表の第81の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表106・107の項 第108・109条 【情報提供】 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42・125・141・161の項 第44・127・143・163条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	潮来市 総務部 総務課 茨城県潮来市辻626番地 0299-63-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	潮来市 市民福祉部 子育て支援課 茨城県潮来市辻626番地 0299-63-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月30日	評価実施機関名	潮来市長	茨城県 潮来市長	事前	表記修正
平成30年9月30日	公表日		平成30年9月30日	事前	時点修正
平成30年9月30日	4.評価実施機関における担当部署	子育て支援課長 吉田美枝子	子育て支援課長	事後	表記修正
平成30年9月30日	1.対象人員 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年9月1日	事後	時点修正
平成30年9月30日	1.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年9月1日	事後	時点修正
令和1年6月30日	Ⅳ リスク対策	—	「リスク対策」様式変更に伴う追加	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らか いつ時点の計数か	平成30年9月30日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年9月30日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らか いつ時点の計数か	平成31年6月1日時点	平成32年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成31年6月1日時点	平成32年6月1日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らか いつ時点の計数か	平成32年6月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成32年6月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二の74、75の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条 【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26、30、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二の74、75の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二の26、30、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条	事後	
令和5年6月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らか いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和5年6月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和6年6月28日	Ⅰ 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表第一の第56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表の第81の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	
令和6年6月28日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二の74、75の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二の26、30、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条	【情報照会】 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表106・107の項 第44・108・109条 【情報提供】 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42・125・141・161の項 第127・143・163条	事後	
令和6年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らか いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年7月1日時点	事前	
令和6年12月18日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	-	「申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。」を追加	事後	
令和6年12月18日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	
令和6年12月18日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人以上か いつ時点の計数か	令和6年7月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年12月18日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和6年7月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年12月18日	Ⅳ リスク対策8. 人手を介在させる作業人としてのミスが発生するリスクへの対策は十分か	-	十分である。	事後	
令和6年12月18日	Ⅳ リスク対策8. 人手を介在させる作業判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和6年12月18日	Ⅳ リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策最も優先度が高いと考えられる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和6年12月18日	Ⅳ リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策当該対策は十分か【再掲】	-	十分である。	事後	
令和6年12月18日	Ⅳ リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	-	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみを設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。	事後	
令和7年10月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人以上か いつ時点の計数か	令和6年11月1日時点	令和7年10月1日時点	事前	
令和7年10月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和6年11月1日時点	令和7年10月1日時点	事前	